

## 里地里山の保全・活用の取組における課題と技術的方策等

分類	(地域レベルでの取組基盤の整備)広域的な枠組みの整備
手法名	神奈川県「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」
主体	神奈川県
背景 (地域の課題)	<p>里地里山は、山林と農地のある土地に人々の生活があり、生き物がいることなどの多面的な機能が発揮されるもので、農林業の営みと共に維持されてきた。</p> <p>しかし神奈川県では近年、農林業の衰退や都市化に伴って、県内の土地利用は市街地と森林面積が増え、県土面積に占める農地面積の割合は1割をきっており、このままでは本来の里地里山環境は失われてしまう危険があった。</p> <p>一方、都市住民が中心の里山保全活動は、公的な場所での活動が中心だった。</p> <p>そこで、農山村集落と都市住民・活動団体が連携し、私有地である農地・山林を含む里地里山地域の保全再生のために活動ができるような仕組みが必要だった。</p>
手法/方策の詳細	<p>神奈川県では、「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を制定し、里地里山の保全再生・活用を促進することとした。</p> <p>この条例では、</p> <p>①対象となる土地の「選定」 ②その土地での活動団体と土地所有者との活動協定の「認定」 ③活動の「支援」 という3本の柱からなる。</p> <p>「選定」は、市町村の申し出により県が認定する。 「認定」は、選定地域の中での活動団体、地権者との協定を認定する。活動団体は、都市側の保全活動団体等ではなく、選定エリア内の住民が過半を占めることを条件としている。既存の地域住民と中心とする活動団体やこの条例を機に創設された地域コミュニティを基盤とした団体が、都市住民の参加を積極的に受け入れ、新たな協働体制をつくるよう県がサポートする。 「支援」は、活動の実施に係る経費の助成などを行う。</p> <p>制度設計のポイントは、農地・森林・集落を一体的に地域選定できるようにしたこと、主体となる活動団体の過半が地元住民であることを条件にしたことによりその地域性を担保し、地権者・農家等の従来の地元住民と、非農家・都市住民とが連携を図れるようにしたこと、等である。</p> <p>「〇〇保全地区」のような土地規制や公的担保によらない保全を目的にしており、団体、所有者の合意の中で進める必要がある。手間はかかるが、あえてそのプロセスを経ることによって、地域コミュニティに根ざした継続的な活動が生まれる仕組みとしている。選定・認定の過程においても、県職員が現地へ赴きサポートを行っている。</p>
手法・技術的視点	里地里山活動協定を認定する団体は、要件のひとつの選定地域に住んでいる住民が過半を超えていることとしており、地域自立的な活動を求めている。
<p style="text-align: center;"><b>●●仕組み●●</b></p> <p><b>1 「里地里山保全等地域」の選定 (第8条)</b> 地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定します。</p> <p><b>2 「里地里山活動協定」の認定 (第9条～第12条)</b> 選定地域で活動する団体と土地所有者等との間で締結された協定を県が認定します。</p> <p><b>3 活動の支援 (第13条)</b> 県は、その活動が継続的に行えるよう支援します。</p>	
参考資料	里なび研修会in東京 湘南地域県政総合センター農政部農地課主任技師 林祐一郎